明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（三〇）　二
○大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（三一）　五

〔告　示〕
○航路標識に関する件（海上保安庁一一一～一二〇）　七

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、司法書士名簿登録等関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四
七

本号で公布された法令のあらまし

◇放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律（法律第三〇号）

（文部科学省）

1　放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の規制

放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いについて、放射性同位元素によって汚染された物と同様の規制を行うこととした。（第一条関係）

2　許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置等

㈠　放射性同位元素の使用の許可を取り消された許可使用者等（以下「許可取消使用者等」という。）は、許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置を講じようとするときは、あらかじめ、廃止措置計画を定め、文部科学大臣に届け出なければならないこととした。

㈡　許可取消使用者等が放射性同位元素を保管する場合に文部科学省令で定める基準に従つて必要な措置を講じなければならないことその他許可取消使用者等の義務について定めた。

㈢　文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度で、許可取消使用者等に対し、報告させ、及び立入検査を行うことができることとした。（第二八条関係）

3　譲渡し等の制限の緩和

許可使用者等に係る放射性同位元素の譲渡し等の制限から、放射性同位元素の輸出を除外した。（第二九条関係）

4　放射能濃度についての確認等に関する制度の新設

㈠　許可使用者及び届出使用者等は、放射性同位元素等によつて汚染された物に含まれる放射線を放出する同位元素についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要ないものとして文部科学省令で定める基準を超えないことについて、文部科学大臣又は文部科学大臣の登録を受けた者の確認を受けることができることとした。

㈡　㈠の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号）その他の政令で定める法令の適用については、放射性同位元素等によつて汚染された物でないものとして取り扱うこととした。（第三三条の二関係）

5　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（法律第三一号）（環境省）

一　大気汚染防止法の一部改正関係

1　都道府県知事は、ばい煙排出者が、そのばい煙量又はばい煙濃度が排出口において排出基準に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき等は、ばい煙発生施設の構造の改善等を命ずることができることとした。（第一四条第一項及び第三項関係）

2　ばい煙排出者に対し、ばい煙量等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対する罰則を設けることとした。（第一六条及び第三五条関係）

3　事業者は、ばい煙の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴うばい煙の大気中への排出の状況を把握するとともに、当該排出を抑制するために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととした。（第一七条の二関係）

二　水質汚濁防止法の一部改正関係

1　この法律において「指定施設」とは、有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は有害物質及び油以外の物質であつて公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるもの（3において「指定物質」という。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設をいうこととした。（第二条第四項関係）

2　排出水を排出する者等に対し、排出水等の汚染状態等の測定結果の記録に加え、その記録の保存を義務付けるとともに、これらの義務に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかつた者に対する罰則を設けることとした。（第一四条第一項及び第二項並びに第三三条関係）

3　事故時に特定事業場の設置者が措置を講ずべき水の排出として、その汚染状態が水質汚濁防止法第二条第二項第二号に規定する項目について排水基準に適合しないおそれがある水の排出を追加するとともに、指定施設を設置する工場又は事業場の設置者に対し、事故により指定物質を含む水が排出された場合等における応急の措置及び都道府県知事への届出を義務付けることとした。（第一四条の二関係）

4　事業者は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講ずるようにしなければならないこととした。（第一四条の四関係）

三　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、一の3及び二の4は公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとした。